

おなじ空の下で、 心ひとつにまちづくり



岩室年治

団長、議会運営委員
建設環境常任委員、基地対策特別委員
議会活性化推進協議会委員
決算特別委員、都市計画審議会委員



橋爪明子

教育民生常任委員、決算特別委員、
総合的病院に関する特別委員
議会報編集委員
両名とも、この間設置された直接請求
審査特別委員会、逗子湾海洋生物調査
特別委員会で審査を行いました。



2003年1月号外

議会報告

日本共産党逗子市議会議員団

開発反対、緑地守れ！

市民1万の請願署名を採択



市街地の残された緑地に
対する開発計画が相次ぐ中
で、無残にも削られた山肌
が現れた地域もあって、こ
れまで以上に、逗子市民の

緑地を守ろうという声は大
きくなっています。

改選後の初定例会には、
久木五丁目と六丁目、山の
根の開発計画に対し、市と
して積極的に緑地保全を求
める「請願」と「陳情」が
提出され、橋爪明子議員
（日本共産党）が紹介議員
となって取り組みました。
一部会派からの継続動議を
否決し、その後、採決でも
退席者が出ましたが全会一
致採択させることができま
した。

日本共産党は、採択後の
三回の一般質問の機会を捉
えて、請願採択の趣旨から
緑地保全を求める立場で、
みどり基金の活用による
取得。都市緑地保全部法や
都市公園法の活用など具体
の提案をしながら市長の判
断を求めました。

久木六丁目の開発計画は
市民の運動で今の計画を撤
回し、中断しています。又、
市長と事業者の間で、買取
を含めた交渉が行われてき
ました。そこで、市長を質
しましたが、市は買取を検
討する段階の時期ではない
としています。

久木五丁目の開発計画は
事業者であるS社が倒産し
ましたが、管財人が事業の
継続を打ち出して、手続が
進行中でした。「月」まちづ
くり条例」が施行されて適
用された結果、十一月に公
聴会が開かれ、反対の立場
から、地域の緑地は里山と
して住民に欠かせないもの
であることや、交通問題等
の不安の声も出されました。
賛成の立場からは、開発に
よる周辺整備が整えられる
という声がありました。

二月十六日に条例手続

(三十五条)の市長報告書が公示され、市民と議会の意思を尊重して、「計画を否とする」ことを明らかにしました。今後、この結果を不服とした事業者が議会の賛否を求めることが考えられます。

「請願」「陳情」とともに緑地保全と合わせて水害対策を求めています。市は、六丁目について、今年も度々冠水したことから対策を約束、一部改善しました。しかし、市からは「今後の経過を見たい」とする答弁のため、抜本的な対策は引き続き求めています。又、急傾斜の崖崩れ対策は、開発以前の問題として、行政の責任から、所有者の理解と協力で対策を講ずべきものではないでしょうか。

ゴミ処理広域化問題 凍結後のゆくえ

三浦半島の四市一町(逗子市・鎌倉市・横須賀市・三浦市・葉山町)が、平成二十二年度でゴミ処理広域化を目指し、「協議会」を設置、十四年三月には「広域連合」の設立を予定していましたが、各市の足並みが乱れ、さらに住民から疑問の声があつた結果、凍結されています。市は横須賀市の生ごみバイオガス化実験施設の稼動状況や交通量調査等を理由に凍結。但し、あくまで「延期」であり、設立を先延ばしたものと説明しています。

広域化調査のムダ使い

十三年度決算では、日本共産党は、協議会の調査経

費の「ごみ広域化基本計画策定」(千五百五十万円)が契約内容と違う形で支出されて、数ページのパンフレット(冊子)に変更されたことを指摘しました。市は変更理由に「延期」を持ち出しましたが、最後には(冊子)「作らなくともよかつたもの」と認めました。結果、改めて「ムダ使いは認められない」と厳しく批判し、決算審査は、日本共産党だけが不認定としました。

資源化・減量化の促進 疑問の残る広域化

これまでのゴミ広域化の計画では、逗子市には、新設の焼却施設を整備し、鎌倉市の分を引き受けることが考えられ、大量な交通増加と施設の大規模化が進むこ

とになります。池子と久木の住民には、環境悪化が進むことは間違いありません。日本共産党は、資源化・減量化の促進を求め、その一方では、排ガス高度処理施設(ダイオキシン対策・十五億円)を投資した現在の焼却施設の延命化と最終処分場の延命化を図ることを求めてきましたが、市は全く検討する考えも示してきませんでした。

ごみ問題解決には、身近なステーション問題や分別方法も、さらに広域化問題も含めて市民との十分な情報共有と参加によって、今後、慎重な議論が必要ではないでしょうか。そして市は「広域連合」のメリットとデメリットを明らかにする説明責任があります。

豊かな教育環境で



等は、無料であるべきです。ところが、市内各学校でも教材費、給食費、校外活動費など実際には保護者負担が増えています。

子どももの学ぶ権利の保障を

就学奨励金制度は、小・中学校の児童生徒を対象にして、定員枠の規制はなく、

三十人学級早期実現を

(常勤)と合わせて今年度から実施された市配置(非常勤)を質し、党が指摘した

奨学金制度の改善を

家庭の経済的理由で子どもの教育を受ける権利が脅

必要とする家庭に対し助成する国の制度で、最近では、景気動向から県内でも急増

年度から県の権限と基準に縛られず、市町村の裁量で学級編成を決められること

た教員間での協議する時間も確保できていない問題を認め、さらに教具等の不足

かされないように奨学金制度があります。ところが、県立高校の授業料が九千三百

を検討しています。30人学級が可能となることから、

や同じクラスの中で進度が異なる問題も生じていることが明らかになりました。

百円でありながら、全額支給されずにいることから増額と定員枠の拡大を要求し

強くに迫りました。

財政的な課題があるとは言え、子どもの成長を考えた場合、少なくとも低学年

ました。

教育長は、現状は教員の増員分が市単独負担となる

から早期に導入し、施設整備を含め長期的な展望に立つた検討を求めました。

就学奨励金制度の

周知と活用促進を

備のあることなど、課題を挙げたにとどまりました。

た検討を求めました。

日本共産党は多くの方に制度を知らせ、権利として気兼ねなく利用できるように、改めて教育委員会に、

少人数指導では、県配置

義務教育に掛かる教材費

制度の案内と申請書を全児童生徒に渡すなど、周知方法の改善を求めました。

文教ゾーン整備の推進

文化・教育ゾーン整備事業は、二年間の凍結後、基本設計、実施設計、今年度からは整備が着工されました。又、2月には管理運営検討協議会からも報告書が提出されています。経過の中で「温水プール設置」をめぐり、市長と議会が対立。しかし、市民の声と議会「決議」もあつて設置することに変更されました。紆余曲折もありながらも、長年望んでいた文化ホールや図書館の建替えも行われるわけで、今後、生涯学習施設も充実と合わせて、市民活動の拠点として期待されています。

日本共産党は、一貫して計画段階から市民参加を求めてきました。又、学校周辺で問題となる砂埃等の環境対策では、校舎位置の変更もあり、心配の声もあることから、大和市の取り組みの例をあげて、校庭の芝生化を求めました。教育委員会も「児童生徒にやさしく、近隣に迷惑にならない方法を検討したい」と約束しました。

学校環境基準の改訂、 安心して過せる環境を

文部科学省は、今年度ホルムアルデヒド等の対応から「学校環境基準」を改訂しました。

日本共産党は、保護者から心配の声も寄せられ、教育委員会を質しました。

十五年度には市内小中学

校の検査を実施する。逗子小建替えや学校の整備では、建材・塗料・揮発性有機化合物の添加物が限りなくゼロになるように最適な資材等を検討し、検査も実施することを明らかにしました。

でもあります。日本共産党は将来を担う子どもたちの環境づくりは積極的に進めたいと考えています。

新しい議会の動き

改選後、議会活性化協議会（旧名称・議会改革協議会）を全会一致で設置、協議を始めています。非公開の全員協議会を全部公開に改め、市長報告における議案の事前質問も廃止、一般質問は年1回から2回、3回へと増え、質問形式も一括質問の他に、一問一答形式も加わりました。政務調査研究費は、会派議員以外にも条例化に伴い議員月額2万円が全員に支給になりました。今後は各控室にパソコンも設置を予定、IT化も推進されます。日本共産党は、所管事務調査、参考人制度や公聴会開催等の活用を図ることを提案しています。



暮らしを支える



福祉・介護の充実を

高齢者福祉の充実を

実施から三年が経過し、介護保険の見直しの時期を迎え、逗子市でも福祉プラン推進協議会（「協議会」）で5年度から三カ年の高齢者保健福祉計画（介護事業計画）の検討が進められています。

日本共産党は、利用希望者に応えられる制度の改善とサービスの拡充、負担の軽減などを求めてきました。

保険料・利用料の 低所得者の減免制度を

景気の低迷、国民負担が増やされる中で、市民の生活も大変です。介護サービスを手控えざるを得ない方も生まれています。介護保険には災害等に適用される減免制度しかなく、低所得

者に対する減免制度がありませんでした。そのために多くの市町村が独自に減免制度を設けて対応しています。市の場合は、新規の方も含めて訪問ヘルパー利用料を十%のところを三%にとどめてきました。

日本共産党は、今後もヘルパー利用料の三%を継続すること、在宅サービスの軽減措置を拡充すること、低所得者の減免制度を求めてきました。

市は 利用料三%の継続は明言をされてきました。但し、現行の利用料の軽減措置は、全ての在宅サービスへ拡大する意向が示されました。又、保険料減免は、条例改正を視野に入れて検討すると約束させました。

保険料値上げの不安

来年度からの保険料の値上げ率が県下一高いう報道もあつて、不安の声があがっています。協議会でも抑える方向で議論がされています。三年間の積立金は二億四千万円もあり、その半分を取り崩して改定した料金は三千円弱程度が考えられています。

日本共産党は現在の経済状況からも値上げはできる限り避けるべきと求めています。



特養ホーム早期整備を

現在、二施設（百五十床）

があります。待機者は増え続け二百五十一人、市は百床程度の新設を決めています。日本共産党は、早期の整備を主張してきた立場から、国の設置基準が改正で個室となり、用地確保と合わせて建設費用も掛かるため、市が積極的に誘致に取り組み、市は具体的に進出を希望する事業者が出れば、これまでの建設費補助の他にも検討することを明らかにしました。

全ての要介護認定者を

障害者控除の対象に

要介護認定者の障害者控

除については、逗子市の場合は、本人・家族等の申請に基づき主治医の意見書、認定調査書等をもとに要介護度四と五の方に障害の認定書を交付しています。

日本共産党の国会質問で厚生労働省は「認定には医師の証明を必要としない」と答弁し、自治体の判断を基準としていることを明らかにしました。障害者手帳がなくとも六十五歳以上の方で「障害に準じる」と市町村が判断すれば障害者控除を受けられるわけで、既に刈谷市（愛知県）のように適用拡大を図った自治体も生まれています。

日本共産党は、経済的負担の軽減からも、全ての要介護者を該当させるべきだと求め、市は要介護度3以下

の方に対しても、申請によ

り対応していくことを約束しました。但し、あくまでも医師の証明書を必要としています。

紙オムツの支給拡大を

紙オムツの利用は、介護度に関係なく利用もあり、経済的負担が大きいものです。一部改善されて「課税世帯」も対象となりましたが、介護度は四と五に限られています。

日本共産党は必要な要介護者に支給できるように対象者の拡大を求め、市も指摘を受けて現状を踏まえ、検討していくことを約束しました。

市民の健康を守る

検診制度の充実を

医療保険の改悪によって、

医療費負担増は、市民を医療機関から遠ざけ、実際に治療を中断される方も生まれています。定期健康診断（検診）は、生活習慣病の早期発見・早期治療に欠かせないものです。ところが、健康を守る上で重要な検診の受診率は、基本検診の有料化もあって、年々減少傾向にあります。又、他の要因では肺がん健診が地域医療センター（池子）の予約制からも利用し辛いことが考えられています。

日本共産党は、市民の健康維持からも健診の負担軽減や個別検診項目の拡大や改善を要求してきました。

市は、受診率の向上ではPRを重視する。負担は妥当なものとの見解を示しただけにとどまっています。

ひとり一人の市民が気軽

に検診を受けられ、健康づくりを推進できる体制の確立をめざして引き続き求めていきます。



障害者支援費制度

必要なサービス確保を

平成十五年四月から、身体障害者・知的障害者のサービスの多くが措置制度から支援費制度に変わります。

支援費制度は、本人及び家族が必要とするサービスを直接に事業者と契約を結びサービスを受けるものです。ところが、実施主体が

市町村でありながら、基盤整備やサービス事業者育成は十分な体制をとれる目途がたつていません。

日本共産党は、市として障害者の地域生活を総合的に支援するケアマネージャー的な専門職員の配置など相談体制の強化。支援費制度の市民への周知。基盤整備の促進。「障害者福祉計画」の策定などを要求してきました。

市は、新たな相談体制は考えていないことや基盤整備の不足は認め、又サービス事業者が少ないため、介護保険事業者への参入を促すと答弁しています。又、「障害者福祉計画」は、県内の十九市中で未策定は逗子市だけで、今年度に策定作業をしている状況です。市の遅れた現状からも障

害者が希望を持って、安心して暮らせる制度の確立が強く求められています。

ハンディキャブの増車を

逗子市は、ハンディキャブ車が一台の為、利用申し込みをしても利用できない問題や介助者の体制がない現状があります。

日本共産党は、増車と介助者の改善を求めてきました。市は利用できない現状の指摘を認めましたが、増車を考えていないこと、又、介助者は措置制度での派遣は難しく、支援費制度によるヘルパー派遣が有効との考えを示しました。しかし、支援費制度のヘルパーの確保の保証がない状況では、不十分な回答と言わざるを得ません。又、市は介護保険の見直

しで、特別給付として移送サービスを検討していることを明らかにしましたが、保険料値上げに影響が心配されます。

障害者の雇用確保を

障害者の社会参加、自立支援として働く場の確保が求められています。非常に難しい状況があります。

日本共産党は、障害の程度や個々人の状態に合う職場の確保を目指して、市が積極的に雇用対策に取り組むことを求めました。市は今年度実施した障害者へのアンケート調査でも一割の方が就労を希望していることから、商工会を通じての啓発を進めることや策定中の「障害者福祉計画」で相談窓口の設置を検討していくことを約束しました。

障害者が希望と生きがい
が持てる政策と取り組みを
引き続き求めていきたいと
考えています。

国保・資格証明発行は

命の差し押さえ

国保会計の難しさは国の
負担を減らしてきたことが
最大の原因ですが、あわせ
て深刻な経済状況や国保料
の値上げもあり、滞納者が
増えて現在は十三%にのぼっ
ています。その制裁措置と
して、保険証に代わる短期
証（四ヶ月間有効）と資格
証（窓口の全額払いによる
償還払い）の発行が行われ
ています。しかし、とくに
資格証明書は保険証を取り
上げることになり、値切り
治療や病気の重症化を招き、
制度の目的である国民の健

康を守る制度でなくなるこ
とになります。

日本共産党は、市民の健
康に深刻な事態を生まない
ためにも「命の差し押さえ」
という資格証の発行は止め
るよう求めました。

市は負担の公平性を確保
する上で実施したもので、
個別の理由を見定めて対応
しているとしています。

駅にエスカレーターと

エレベーターの設置を

JR逗子駅と東逗子駅に
設置を求める声は、日本共
産党のアンケートにも多数
寄せられ、毎年の予算要望
や質問も行ってきました。

昨年「JR逗子駅周辺
整備研究会」を設置、今年
度はプロジェクトチームを
設置して、JRとの交渉で

は、設置の方法や負担も含
めて具体的な検討を進める
状況となっています。又、
利用者には大変危険であっ
た北口改札口は、今年度中

に改修整備も進められます。
タクシー乗り場の段差解
消は試験的に車道を上げて
みる工事やバス乗り場も検
討することを約束しました。

総合的病院 誘致問題

総合的病院の誘致問題は、
総合計画も位置づけ、市民・
市議会・市長の三者が一体
で、池子接収地返還とあわ
せて取り組み、国との交渉
によって、二万平米の用地
が既に提示されています。
ところが、長島市長は候補
地を一度は池子にしなから、
途中で変更し、昨年2月には
「沼間3丁目の公有地へ誘致」
と大きく報道されて以来、

市の説明もなく、突然の知
らせに地元のアーデンヒル
自治会は、小学校予定地が
「病院用地」に変更された
ことに強く反発。現在まで
自治会との話し合いの場も
作れず、さらに十二月に開
かれた自治会の臨時総会で
は、有効投票420票のうち39
0票の圧倒的多数で同地への
病院誘致に反対することを
決めました。このように信
頼関係がなくなつた結果、
最大のハードルである地元
との解決の見通しは立って
いません。
予定地は、現在、教育委
員会の教育財産となってい

ます。法的に病院が建てられない土地であるために、都市計画法の用途地域の変更又は建築基準法の手続が必要であり、手続は住民の理解が条件とされています。

誘致促進条例の制定

全会一致の議会決議

昨年八月に「病院の誘致を促進する条例」の制定を求め、臨時会も開かれ、議会は条例案を一部修正して可決。同時に市長に対し、候補地は池子も含め、国との政治交渉を求め、内容の「決議」を全会一致で可決しました。

市民参加の検討会設置

日本共産党は、前市政の時から市民・行政・医師会が参加した「検討会」をつ

くり、市の「保健医療計画」と病院誘致を進めることを求めてきました。その結果、月議会に「総合的病院機能検討委員会」が設置されました。

現在、進出を希望する国

家公務員共済組合連合会（「共済会」）は、神奈川県保健医療計画（病床枠規制）の二百三十床を増やすために事前協議手続を行ってきましたが、百床少ない百三十床が割り振られ、横須賀北部共済等から一部移転を含めて三〇〇床規模が確保できるとされています。但し、付帯条件は平成十五年三月までに財務省の認可を得ること、八月までに病院開設申請をすることです。これまで共済会は、国の特殊法人に対する見直しもあって、手続は進めな

らその一方で、市に「進出」の正式回答は、今もできない状況が続いています。

病院誘致の前提は

市民の理解と合意



日本共産党は、問題の解決を図る上で、次の提案を市長に行なうてきました。

第一に池子候補地の場合は、断念するのではなく、接收地早期返還と切り離さないことから、国から約束された用地の取り扱い、交通アクセス等も十分に再検討すること。

日本共産党は、市の安心できる医療・保健体制の充実を求め、地域医療・保健センター整備を推進し、市民参加の総合的病院誘致を求めました。

長島市長は、強いリーダー

シップを強調するあまり、市民と議会に十分に納得できる説明はいつてきませんでした。

第二に沼間候補地の場合は、地元住民の理解と合意を得る上で、又、将来の教育行政や地域振興も含めた観点からも白紙から用地の活用を検討すること。そして市民と情報を共有したもとで話し合いをすべきと求めました。

市長の姿勢は、逗子市民が築いてきた市民自治からは、残念ながらかけ離れたものであり、混乱を生むだけではないでしょうか。

明るい笑顔溢れる 子育て支援を



までに引き上げること、第二に所得制限の撤廃を求めています。市長も「年齢の引き上げを進めたい」と答弁。今年度に続いて改善の見通しが生まれています。

学童保育公設化は、陳情了承や「学童保育の充実を求める決議」もあり、市も具体的検討を始めると約束しています。

保育園については、待機児童解消や施設の改善等を要求しています。

少子化対策と子育て支援策の取り組みが急がれる中で、日本共産党は一般質問などで政策提案を行ない、今年度は桜山に逗子市子育て支援センター（写真）の整備が進められて、十二月十八日オープンしました。

小児医療費助成制度は、すべての子どもたちが公平に制度を受けられるように、第一に対象年齢を就学前

幼稚園就園奨励金は近隣都市と比較すると極めて遅れている制度です。議員団も毎年改善を要求。二月議会では幼稚園の父母会からの「陳情」が了承され、日本共産党の質問には教育委員会として、来年度に奨励金の増額をしたい意向が示されました。

長期不況のもとで
地元業者への支援策を

日本共産党は市民サービスの向上と合わせて地元業者への支援策など次の提案を行なってきました。

小規模事業発注制度は県内では大和市等が取れ組み、登録した零細業者を対象にして、小規模な公共工事を受注できる制度です。市としても検討を約束。リフォーム助成制度（板橋区）は、市民が住宅のリフォーム（改修）を行う際に、地元業者が請け負えば5%を助成するものです。前向きな答弁はありませんでした。又、市の地元への発注率を高めること、談合防止や入札制度改善に取り組むことも求めてきました。

池子問題の ゆくえ

池子米軍基地の存在は市面積の十四%を占め、昭和二十九年以来、全面返還が悲願とされてきました。

現在、池子接收地返還促進協議会（基地対策課）が国に対し軍転法の適用と早期返還を求める陳情を毎年取り組んでいます。

市は平成六年十一月の「三者合意五項目」（防衛施設庁・県・市）の実現をめざして交渉を継続中ですが、その中で地域医療・保健センター進入路について、返還の手続に入っています。ところが目処が立ったものはこれだけです。この間、「司令官と市長の共同声明」

で示された運動施設の自由な開放も反故にされていません。そして利用されているものは、米軍との親善を前提としたものに限定されています。

国の示した病院用地？

総合的病院と公民館（久木・池子）の用地は、既に国からは提示を受け、市が具体的計画を策定して交渉すべきものとなっていました。ところが、長島市長の判断は、池子に進出を希望する病院もなく、「可能性はゼロに限りなく近い、難しい」として一方的に断念してしまい、沼間三丁目（第六小用地）に変更しています。その後、池子用地の取扱いは未定です。しかし、この判断には市民と議

会の理解と合意もなく進めていることは問題です。

議会は市長に対し、決議を全会一致で可決。池子問題の経緯を踏まえて、改めて政治交渉にあたることを求めています。

本設小学校計画

容認は認められない

施設局が県アセスメントを進めています。

国との約束にない追加建設を容認することは、米軍基地の賛否に関係なく、到底認めることができないのではないのでしょうか。

市民の安全と合意履行

池子問題の解決を

池子米軍住宅建設計画（八百億円）は、住宅が完成したにもかかわらず、手続が延長されて平成十九年まで継続されています。理由は当初計画に新たに米軍の本設小学校計画（試算30億）を加え、追加建設を進めようとしているからです。しかし、長島市長は池子地域の子女が通うものは恒久化にならないとして事実上容認し、現在、横浜防衛

これまでの経過は、「いわゆる三十三項目」の実現に期待した市民を裏切る結果となっています。又、米国に対する同時多発テロ以来、報復戦争とイラク問題等から、池子基地の警備体制も強化され、緊張が継続し、周辺住民の不安も生まれています。

米軍のYナンバーとの交通事故が頻繁に発生し、県内では米軍の凶悪犯罪が後を絶たず、県と市も綱紀粛

正を要請していません。

韓国では、女子中学生二人がひき殺される事故が発



生し、米兵が無罪となったことで、怒りと地位協定の見直しを求める世論が広がっています。

日本共産党は 国との合意で示された総合的病院用地等の返還を進めること。

米軍に西側運動施設等の自由な市民利用を認めさせること。 恒久化につながる

追加建設は認めないこと。 日常の交通事故等の不安解消など、市長に求めてきました。 合わせて国会議員団と協力して、不平等な地位協定の見直しを求めています。 又、「池子全面返還を要求する定例デモ行進」(毎月第二日曜日)は、三五〇回を数え、三十周年目を迎えています。

有事法制の危険な企み

有事法制は、アメリカの

強い要請のもとで、戦争放

棄の日本国憲法をないがしるにして「戦争のできる国」

に変えようとするものです。

議会には、反対する「陳情」と「請願」が提出され、

岩室年治議員が紹介議員として取り組み、所管委員会で継続審査となっています。

又、「有事法制に反対する議員有志の会」をつくり、街頭宣伝を行ってきました。

長島市長は、この問題で憲法の範囲内で法整備は必要として理解を示し、情報提供と法案審議を見守りた

いとしています。しかし、米軍基地を抱え、基地の全面返還と平和都市宣言を掲

げる逗子市の市長として、市民の安全と平和を考えた

場合に反対の立場に立つべきではないでしょうか。

拉致とイラクの意見書

議会は、「北朝鮮による

拉致事件の真相解明を求める意見書」と「イラク問題

の平和的解決を求める意見書」を日本共産党も含めて

超党派で提案し、全会一致で可決しました。

日本共産党は、北朝鮮問題は、時々野蛮なテロ事件を厳しく批判し、金日成

や金正日への個人崇拜の過ちを指摘して、八三年以降は、関係を断絶してきまし

た。今回の事件は国家的犯罪であり、真相解明にとどまらず被害者家族の帰国や

支援等を求めています。

イラク問題では、政府が米国に追従してイラク先制

攻撃を容認せず、平和的解決にむけて、国連と国際政治の場でイニシアチブを発

揮することを求めています。

最近の北朝鮮による核開発問題や国連のイラクへの査察、米国の攻撃準備も進み、与党内部の反対もありながら自衛隊のイージス艦派遣が強行される事態となっています。米軍基地を抱える自治体と住民は、この緊迫する国際情勢を他人事とはできないわけです。

戦争反対の声を

もっと大きく広げて

平和・民主主義・くらしを守る逗子・葉山懇談会」の駅頭宣伝に議員団も参加。イラク攻撃に反対する署名に取り組み、青年や外国人の方が快く署名に応じる姿もありました。

市民の不安増す 住基ネット問題

住民基本台帳ネットワークシステム（「住基ネット」）

は、昨年八月五日から稼働を始めていますが、市民から心配の声が強くあがっています。政府は、日本弁護士連合会や市民団体からの反対がありながら、住民基本台帳法の改正を強行。

日本共産党は、国民のプライバシーの侵害から守る個人情報保護法（「保護法」）

もないことから反対しました。その後、法施行の前提としてきた国の「保護法」制定は勿論のこと、市の個人情報保護運営審議会（「審議会」）の意見を求めることを要求してきました。

ところが、「保護法」もできずに、国が実施を強行する動きから、議員団は昨年七月、市長に 国に稼働延期を求めること。審議会に再検討を求めることの二点を緊急に申し入れました。一方で審議会に対して

も住基ネットからの離脱の再検討を求めてきました。しかし、市長の判断は、残念ながら不安が払拭されなままに実施に移しました。

コード削除の請求却下、
保護委員が不当と判断

その後、不安を持つ市民が行った住民票の個人情報コードの削除と他公共機関への提供中止を求める請求が却下され、この決定に不服を申し出ていたところ、逗子市個人情報保護委員（オンブズマン・弁護士ら三名）

は、「市の請求却下は不当」と判断、コードの削除、他公共機関の提供済み情報の抹消。離脱の市民意見を求め、審議会に再検討の諮問した上で、市の方針を決めることを求めました。

住基ネットからの離脱を

保護委員の意見には、全国の市町村には不参加、途中離脱、さらにはトラブル発生、情報の漏えい事件など相次ぐ中で、憲法十二条の保障する人格権の一環を成すプライバシーの権利を侵害する問題。憲法九十二条の地方自治、市町村の自治事務を侵害する問題などが提起されました。多くの問題を抱えている以上、市長は、市民の不安を解消するため直ちに住基ネットからの離脱を判断すべきです。

長柄・桜山古墳群、 国史跡に指定へ

国の文化審議会は、昨年十一月十五日「長柄・桜山古墳群」の国史跡指定を文部科学大臣に答申し、指定されることが決まり、これまでの市民・議会・行政の努力が実りました。

古墳の発見は、平成十一年三月に携帯電話無線局設置工事に先立ち伐採後、市民が埴輪片を採取されたことを契機にして、この間、

県が調査を実施。その結果第一号墳は全長九十メートル、第二号墳は全長八十八メートルの規模をもつ古墳時代前期の大型前方後円墳で、県内の現存する最大のものと判明。又、保存状態も良好であることが明らかになりました。

市民は盗掘防止のボランティアのパトロールの活動、ずし学習塾による歴史講座の全六回の開催等が開かれてきました。議会は、平成十三年五月に両議会有志が「古墳対策逗葉議員懇談会」を発足させて、国への陳情、八幡塚古墳（群馬県）の視察に取り組んできました。このように行政の動向に足並みを揃え、運動を展開してきました。

十二月十五日、市・町教育委員会が「シンポジウム前期古墳を考える」を開催、市民・町民、研究者など四百人が参加し、関心の高まりを表しました。現在、県・市・町の三者協議会が設置されています。指定後の対応は、史跡の公有化と本格発掘調査、整備委員会を設置し、調査結果を踏まえた

整備の基本計画、実施計画、ていきます。実施設計を段階的に策定して、保全と合わせた史跡整備・活用が図られることになり。また、和賀江島に続く、三つ目の国史跡です。これから

も逗子と葉山の住民が協力して、故郷の史跡を保全し、正式な委員会設置をめざしましょう。



**逗子市では3番目となる
国史跡指定された長柄・桜山古墳**

オオタカ根問題を考える



- 100条委員会に証人喚問された人物
- ①S氏(T社代表取締役)
 - ②I氏(横須賀市議)
 - ③M氏(E社の社員)
 - ④長島一由市長
 - ⑤E社の代表取締役
 - ⑥H氏(H社代表取締役)
 - ⑦T社の役員
 - ⑧小谷章(元市議)

オオタカ根とは、相模湾にある珊瑚が生育する岩礁です。この岩礁調査と湾内のヘドロ調査を行ない、それらを環境教育等に活用するものが逗子湾海洋生物調査・啓発事業(予算額三百万円)です。しかし、初めての事業で事務が遅れた結果、八月五日(月)にE社とH社の二社による「見積り合わせ」を予定しました。ところが

契約直前の通報

八月二日、E社と共同事業者と思われるS氏とI氏から、市長へ事業の遅延への苦情が入り、三日に市長の指示で職員が説明に赴きましたが、両氏はこれまでの対応は「H社への便宜供与だ」と決めつけ、実績のない会社は問題だと指

摘し、仕切り直しを強く主張し、見積もりあわせ延期を求めました。そして、驚くことにI氏(横須賀市議)は面談した際に職員に対し、「マスコミの餌食になる」「逗子の議員に質問で追求してもらおう」と脅しと言え

事実の確認せずに更迭

面談後、I氏は改めてEメールで市長へ通報、そして、突然五日、市長は管理職三名に対し、説明を聞かず、一方的に担当から外し、人事調査委員会(職員の善行・非行の調査する機関)にかけることを決め、調査

結果も待たずに十六日には、市長は降任となる人事異動を決め、事実上の更迭を行いました。現在、三名は公平委員会（職員の身分保障と不当な処分に対する不服申し立て機関）に処分の撤回を求めて争っています。

百条委員会設置

八月七日の新聞報道後、市長からの報告がない為に、議会独自の調査を目的に、与党会派も含めて全会一致で臨時会を開き、調査特別委員会を設置、その後は百条調査権も付与し、市長を含めた八名の証人喚問、関係職員への調査などを行ない、延べ十三日間に渡る調査活動を進め、現在も調査を継続しています。

便宜供与はなかった

この問題の発端になった事業の遅延、そして「便宜供与」という通報問題について、市長は、「便宜供与」を理由にして更迭しながら百条委員会で「便宜供与はなかった」と認めています。但し、職員の対応で実績のない会社に対する調査が十分でないことを持ち出し、「事務的落度があった」としています。ところが実際には両社に対する調査は実施されていません。市長の主張は、I氏の通報を鵜呑みしたものです。

尋問に答えて、I氏は通報や面談の発言は、市長に忠告したまでと証言しています。

I氏の矛盾と思惑？

I氏は、三日の面談の場で「実績のない会社が受

注すれば丸投げだ、スタッフをみればわかる」と強く主張していました。ところが、I氏が設立した会社（有オフィス洋・海洋調査会社）が横須賀市の海洋調査を実績もなく、実際にスタッフがいなくとも受託した事実が明らかになりました。I氏は当時の「横須賀市の判断」と開き直り、さらに今回の問題と同様に、まず行政に対する調査の必要性や調査内容を打ち合わせた事実を認め、担当職員に積極的に働きかけた事実を認めました。I氏の行為は議員としてはまさに政治倫理に反する行為ではないでしょうか。又、I氏とは

E社とH社とも否定
百条委員会では、応札希望業者のE社とH社の代表取締役の喚問も行われ、両社とも「便宜供与等を受けた事実はない」と強く否定しました。

職員の名誉回復決議

更迭された職員について、十一月、議会は調査が途中であっても、「便宜供与」という事実がない以上は、直ちに名誉を回復する措置を市長に求める議会決議を行いました。ところが、市側は「便宜供与したのではないかと疑われる非行があったかどうか調査している」と海洋調査を趣味とする個人、商売とする事業者、市議会議員という三つの顔を持つことが明らかになりました。疑い

かけられただけで更迭され、実名で報道されたことで人権侵害が生じています。嫌疑が晴れても取り返しがつきません。

事業の予算化の経緯

通報者から働きかけ

議会は予算化の経緯も詳しく調査を進めました。市長は、鎌倉ケーブルテレビの「オオタカ根」を特集した番組に、S氏と共演したことなどで関心を持ち予算化したと言っています。

ところが、昨年の五月には既に通報者のS氏とI氏、そしてM氏（E社の社員）が「三浦半島珊瑚調査会」という任意団体名を使い「オオタカ根サンゴ群生地生物環境調査提案書」（概算見積五百五十万円）を市

長へ渡した事実も明らかに、彼ら三名は市による事業化を目指し、さらに当時一部議員との関係づくりも行った事実も認めました。

市長が業者を紹介

予算化の見積段階では、市長自らが職員にS氏を「オオタカ根に詳しい人だ」と紹介。S氏と同伴したI氏とM氏（E社）の三名が来庁した際に、市は調査の内容を協議しました。

三氏からは「三浦半島珊瑚調査会が受託できないか」と問い、市は「任意団体では委託できない」と返答、このやり取りはS氏も認めています。結果的に市はM氏のE社（東京都・環境調査会社）に見積書の提出を依頼しました。又、市が考

えている予算三百万円程度とするためには、三氏からの助言で、地元ダイバーを使うことが必要と説明を受け、市は契約の前提と考え、そのまま議会にも予算審議で説明をしています。当時、H社が設立されていない中でオオタカ根の潜水ポイントへの案内業務は、S氏の会社が独占的に行っている状況から地元ダイバーと想定できません。百条委員会でM氏は、「調査会」を加えた理由は地元を使うように市から依頼されたと言っています。市が具体的な名で「調査会」を示すこと自体に理由や根拠がなく、求めたとは考えられません。

三者は共同事業者か？

S氏・I氏・M氏の三氏を職員は、一貫して共同事業者とみなし対応してきた

います。ところが当事者の三人は、口を揃えたように「共同事業者ではない」と証言し、S氏はM氏と密接な関係が明らかにもかかわらず「最近までM氏の勤め先（E社）も知らなかった」と証言しています。百条委員会でM氏は「三浦半島珊瑚調査会（調査会）」と

「三浦半島サンゴ研究会（研究会）」は同一のものと証言。E社の見積書・提案書にも「調査会」を加えていました。一方S氏は自分のホームページに「研究会」を紹介。それも三氏の名前を載せておきながら「調査会」とは全く別と主張しています。三人を結びつけるものが「調査会」でありながら肯定と否定の相違が生まれています。この背景にはとくにS氏の立場が共同

事業者となった場合に、事業の遅れを心配した善意の「通報」ではなく、一方の業者が市の契約業務を妨害したという疑惑が生まれるからです。

S氏との接点と関係

市長も同様に共同事業者とは考えなかつたと証言していますが、市長がS氏とM氏から予算化の要請を受けたこと。市長が紹介したS氏を通じて、M氏（E社）と職員を引き合わせたこと。市長が契約直前に通報者のS氏に職員を会わせたこと。必ず重要な場面に市長とS氏の接点があるわけです。さらにS氏に市議選立候補を要請したことなど、市長は「冗談半分で言った」ということですが、特別な関係を示すに

は十分です。もしS氏が共同事業者となれば市長の行為にも問題が生じるわけで、職員の共同事業者という認識に関係なく、市長は否定するしかありません。

公平性・競争性高める

予算審議では、既に一部議員は、M氏（E社の社員）からの情報で、事前にE社の見積りで、E社との随意契約（随契）である事実を知り得ていました。そのことも話題となり、議員から一社随契には疑問があがり、公平性と競争性を高めるよ

随契か？入札か？

うに強く指摘がされました。予算の議決後、環境部が執行する上で、議会の指摘を受け検討がされました。又、四月に人事異動もあつ

て専門的知識のある職員が採用配置されました。ところが、結果的には逆に「仕様書」の作成に手間取り、さらに低額な予算額の範囲では、地元ダイバーを使うことが前提のために、随契から入札へ、そして随契に変わり、四月に設立、参入が可能となった地元のH社を加えた「見積り合わせ」とすることに至るわけです。

オオタカ根の利権争い

E社と共同事業者と思われるていたS氏の経営するT社は、小坪漁業組合やH社との間で、オオタカ根の占有権問題などをめぐって激しく争っていました。今回の通報では、この問題が背景にあったのではないかと指摘する声もあります。

残されたS氏の再喚問

現在、S氏に対する証人再喚問は、病気療養を理由に長期間にわたりできずにあります。しかし、議会はオオタカ根問題の事実解明に引き続き取り組むことを全会一致で決めています。

職員の非行は存在せず

十二月二十六日、逗子市人事考査委員会は、職員の非行はなかつたとする調査結果を市長へ報告しました。

これによって市長の拙速な判断の誤りが明らかになりました。市長は、今回の結果と市議会からの指摘を謙虚に受け止め、職員の身分と人権を回復する適切な措置を行うべきです。

特別委員会の「中間報告」等を踏まえ、これまでの調査の一部を議員団としてまとめたものです。

日本共産党2議席でぐ〜んと活動アップ



逗子市議会では日本共産党が2議席に増え、議員団となったことで、次のように活動が広げることになりました。

逗子市議会の場合は、2名以上で交渉会派となり、4年ぶりに議会運営委員会に委員を送り、重要な議会の運営に係わることができました。発言権も4年間で一般質問(年3回)は12時間から24時間、代表質問は合計40分増えています。又、「請願」の紹介議員にも取り組み、提案権を活用した「意見書」・「決議」野提案も行ない、今後は特に「条例」提案も検討しています。

市民の願いと要求の実現に向けて

市政のチャック役として、様々な問題や市民要求の実現に向けて、この2議席を生かして活動していきますので、ご意見やご要望などをお寄せください。あわせて日本共産党へのご支援をよろしく願います。

市政と生活の相談を気軽にご連絡ください。

長引く不況、倒産、リストラなど景気回復の兆しも見えず、市民の暮らしは大変です。多重債務や商工ローン被害、DV、子育て、医療・福祉・介護、高齢者問題など、一人で悩まずに気軽にご相談ください。必要に応じて弁護士等と連携して取り組みます。

岩室年治	逗子5	8	21	電話	873-0739
橋爪明子	桜山2	1	54	電話	873-6947
共産党事務所	沼間2	15	4	電話	871-1321
市役所・議会	逗子5	2	4	電話	873-1111

